

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月10日
【会社名】	小池酸素工業株式会社
【英訳名】	KOIKE SANSO KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 英夫
【本店の所在の場所】	東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(3624)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員管理部長 富岡 恭三
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区太平三丁目4番8号KOIKE Bid. 7階
【電話番号】	03(3624)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員管理部長 富岡 恭三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,886,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	小池酸素工業株式会社 関東支社 (埼玉県川口市領家三丁目10番19号) 小池酸素工業株式会社 千葉支店 (千葉県市原市八幡海岸通47番地) 小池酸素工業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市瑞穂区牛巻町12番地9) 小池酸素工業株式会社 大阪支店 (大阪府東大阪市高井田西三丁目8番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	43,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2021年5月10日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	43,800株	102,886,200	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	43,800株	102,886,200	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値である2,349円に発行数を乗じて算出した金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,349	-	100株	2021年6月11日	-	2021年6月11日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法第199条第1項第2号所定の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に「株式譲渡契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。
- 4 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社および割当予定先との間で株式譲渡契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
小池酸素工業株式会社 管理部	東京都墨田区太平三丁目4番8号 KOIKE Bid. 7階

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
102,886,200	-	102,886,200

(注) 新規発行による手取金とありますが、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額102,886,200円につきましては、運転資金に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの資金管理は、当社預金口座にて適切に管理いたします。

資金使途	金額(概算)	支出予定時期
運転資金に充当	102,886,200円	2021年6月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社 (小池工従業員持株会専用信託口)
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 岡田 伸一
資本金	50,000百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社(100%)

##### (2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2021年5月10日現在のものです。

#### 従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社(小池工従業員持株会専用信託口)(以下、「E-Ship信託」といいます。)は、当社と野村信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。)を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。小池工従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではございません。

##### 1. 概要

本プランは本持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、従業員に対する当社の中長期的企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社グループの恒常的発展を促すことを目的としております。当社では、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入しておりますが、本プランの導入により、当持株会制度への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

本プランでは、E-Ship信託が、本信託の設定後約3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)を、借入金を原資として、当社からの第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)によって取得します。当該借入は、貸付人を株式会社三菱UFJ銀行(以下「貸付人」といいます。)、借入人をE-Ship信託、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、本第三者割当については、E-Ship信託と当社間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。E-Ship信託が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間(約3年間)において、毎月、本持株会に対して保有する当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従って、継続的に時価で売却いたします。E-Ship信託は、その売却代金として、本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、貸付人への借入金の返済及び金利の支払いを行います。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、当該金銭(損失補てん準備金勘定内の金銭を除きます。)を、本信託契約で定める受益者適格要件(下記3.をご参照下さい。)を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行株式会社と当社が締結する予定の事務委託契約に基づき、野村信託銀行株式会社が、当該契約の受託者である当社を介して、従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行株式会社に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

参考 E-Ship信託の概要

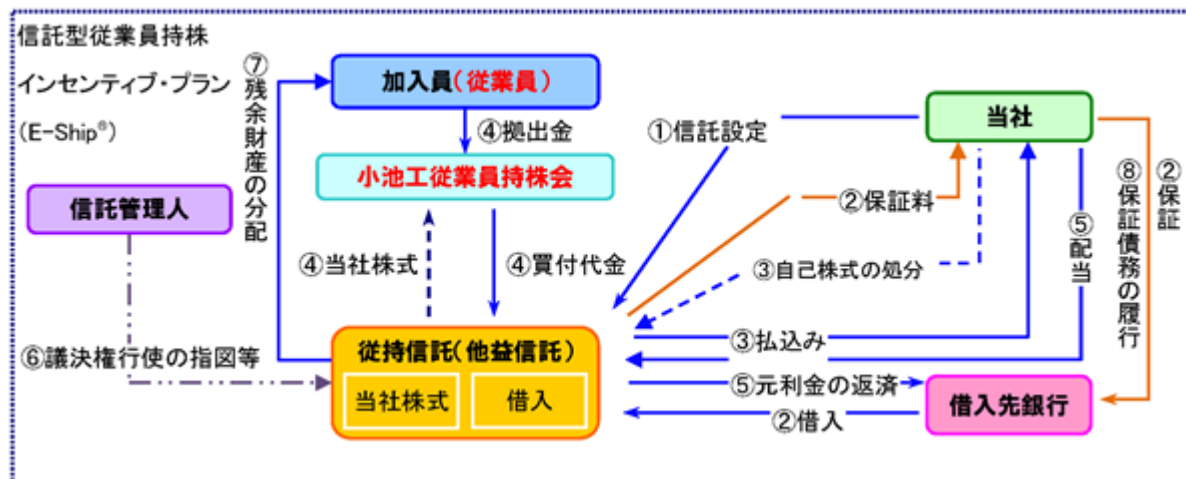
委託者	当社
受託者	野村信託銀行株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至る）
信託契約日	2021年5月10日
信託期間	2021年5月10日～2024年5月28日
信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
取得株式の総額	102,886,200円
株式の取得方法	本第三者割当により取得

2. 本持株会に売り付ける予定の株式の総数  
43,800株

### 3. 受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日（信託期間満了日（2024年5月28日）が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者（外為法第16条に基づく外国為替令（昭和55年政令第260号）第6条第1項に定める告示により指定された対象者をいいます。）に該当せず、かつ、本持株会に加入している者（但し、本信託契約の締結日である2021年5月10日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍又は役員への就任によって会員資格を喪失したことにより本持株会を退会した者を含みます。）を本プランの受益者とします。

#### 本プランの仕組み



当社は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。従持信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。従持信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社から取得します。従持信託は信託期間を通じ、 に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。従持信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金を返済します。従持信託が保有する当社株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、行使します。信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。信託終了時に借入が残っている場合には、 記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入していますが、今般、従業員に対する中長期的な当社企業価値向上のインセンティブ付与、福利厚生への拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じて当社の恒常的な発展を促すことを目的として、本プランを導入することとしました。

本プランの導入に当たっては、スキーム、制度内容、コスト等の条件を総合的に判断し、当社の要望に合致した野村證券株式会社の提案を採用することとしました。

本プランにおいては、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結し設定するE-Ship信託に対し当社株式を割り当てることになっていることから、E-Ship信託を割当予定先として選定したものです。

(4) 割り当てようとする株式の数

43,800株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるE-Ship信託は、本第三者割当により割り当てられた当社株式を、本持株会に対して時価で売り付けるために保有するものであります。なお、E-Ship信託は、原則として本持株会以外に当社株式を売却することはございません。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるE-Ship信託が、2021年5月10日に貸付人と締結する責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金によって払込みが行われる予定であることを口頭で確認しております。なお、当該契約は、借入人、保証人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、当該契約に基づき借入人から保証料を収受することとなります。

割当予定先：E-Ship信託

借入人：E-Ship信託

保証人：当社

貸付人：株式会社三菱UFJ銀行（103百万円）

貸付実行日：2021年6月10日

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先の受託者である野村信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しています。また、野村信託銀行株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社は、東証及び名証に上場しており、同社のウェブサイト上で公表されている最新のコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が公表されており、また「野村グループ行動規範」の中で「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」旨が定められており、当社はそれら文面の内容を確認しております。これらにより、当社は、割当予定先である野村信託銀行株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社においても、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としています。処分価額については、恣意性を排除した価額とするため2021年5月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である2,349円としています。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、また、日本証券業協会の指針も勘案して決定されたものであることから、合理的であると考えています。なお、この価額の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2021年4月8日～2021年5月7日）	2,277円	3.16%
3ヶ月（2021年2月8日～2021年5月7日）	2,312円	1.60%
6ヶ月（2020年11月6日～2021年5月7日）	2,372円	-0.97%

上記処分価額については、取締役会に出席した監査等委員会（取締役である監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名全員）が、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること、及び上記処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、本持株会の買付実績（直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額）を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間（3年間）における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先であるE-Ship信託から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、流通市場への影響は軽微であること、及び本プランの導入により、従業員の意識高揚による企業価値の増大に寄与すると考えております。

従いまして、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、希薄化の規模は発行済株式数に対し0.97%（2021年3月31日時点の総議決権数40,214個に対する割合は1.09%）となります。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
小池酸素工業取引先持株会	東京都墨田区太平三丁目4番8号K0IKE Bld. 7階	336	8.37%	336	8.28%
小池商事株式会社	東京都墨田区錦糸三丁目5番7号	269	6.70%	269	6.63%
日本酸素ホールディングス株式会社	東京都品川区小山一丁目3番26号	266	6.63%	266	6.56%
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	204	5.09%	204	5.04%
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	199	4.96%	199	4.90%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	174	4.33%	174	4.29%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	160	3.99%	160	3.94%
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山三丁目10番43号	152	3.79%	152	3.75%
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	113	2.81%	113	2.78%
小池化学株式会社	東京都墨田区錦糸三丁目2番1号	105	2.63%	105	2.61%
計	-	1,983	49.31%	1,983	48.78%

(注) 1 2021年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式371,984株は割当後328,184株となります。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2021年3月31日現在の総議決権数(40,214個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(438個)を加えた数で除した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第97期）及び四半期報告書（第98期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2021年5月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2021年5月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第97期）の提出日（2020年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年5月10日）までの間において、以下の臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

[ 2020年6月29日提出 臨時報告書 ]

#### 1 提出理由

2020年6月25日開催の当社第97期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月25日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

###### 期末配当に関する事項

###### 配当財産の種類

###### 金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額 248,773,560円

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

###### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

小池英夫、富岡恭三、保坂清仁、横野健一、横田健二および賢持善英の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	32,458	676	0	(注)1	可決(97.9%)
第2号議案				(注)2	
小池 英夫	32,195	964	0		可決(97.1%)
富岡 恭三	32,218	941	0		可決(97.2%)
保坂 清仁	32,233	926	0		可決(97.2%)
横野 健一	32,226	933	0		可決(97.2%)
横田 健二	32,507	652	0		可決(98.1%)
賢持 善英	32,473	686	0		可決(98.0%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

[ 2020年10月7日提出 臨時報告書の訂正報告書 ]

## 1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2020年6月25日開催の第97期定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月29日に臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社(当社の株式名簿管理人)において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 訂正事項

## 2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

## 3 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	32,458	676	0	（注）1	可決（97.9％）
第2号議案				（注）2	
小池 英夫	32,195	964	0		可決（97.1％）
富岡 恭三	32,218	941	0		可決（97.2％）
保坂 清仁	32,233	926	0		可決（97.2％）
横野 健一	32,226	933	0		可決（97.2％）
横田 健二	32,507	652	0		可決（98.1％）
賢持 善英	32,473	686	0		可決（98.0％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（訂正後）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	<u>32,584</u>	676	0	（注）1	可決（97.9％）
第2号議案				（注）2	
小池 英夫	<u>32,321</u>	964	0		可決（97.1％）
富岡 恭三	<u>32,344</u>	941	0		可決（97.2％）
保坂 清仁	<u>32,359</u>	926	0		可決（97.2％）
横野 健一	<u>32,352</u>	933	0		可決（97.2％）
横田 健二	<u>32,633</u>	652	0		可決（98.1％）
賢持 善英	<u>32,599</u>	686	0		可決（98.0％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### 3. 業績の概要について

(1) 第98期連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の決算短信の概況

2021年5月10日開催の取締役会において決議された第98期連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）にかかる決算短信の概況は以下のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了したものではありません。

#### 連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,576	11,217
受取手形及び売掛金	12,366	11,813
有価証券	349	325
商品及び製品	4,080	3,279
仕掛品	1,563	1,491
原材料及び貯蔵品	1,547	1,414
その他	826	689
貸倒引当金	287	282
流動資産合計	30,022	29,949
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	3,968	3,760
機械装置及び運搬具（純額）	1,171	1,080
工具、器具及び備品（純額）	542	686
土地	9,536	6,674
リース資産（純額）	1,375	1,283
建設仮勘定	1,326	112
有形固定資産合計	17,920	13,597
<b>無形固定資産</b>		
のれん	16	33
リース資産	8	3
その他	221	181
無形固定資産合計	246	218
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	4,413	4,798
投資不動産	-	4,931
繰延税金資産	55	67
退職給付に係る資産	316	680
その他	2,225	2,068
貸倒引当金	60	95
投資その他の資産合計	6,950	12,450
<b>固定資産合計</b>	25,117	26,266
<b>資産合計</b>	55,140	56,215

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	6,730	5,646
電子記録債務	3,194	3,008
短期借入金	4,119	4,550
1年内返済予定の長期借入金	210	528
リース債務	683	686
未払法人税等	264	281
賞与引当金	477	395
役員賞与引当金	69	55
受注損失引当金	32	25
製品保証引当金	103	106
建物解体費用引当金	11	13
資産除去債務	8	-
その他	2,221	2,283
<b>流動負債合計</b>	<b>18,127</b>	<b>17,581</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,246	2,117
リース債務	818	724
繰延税金負債	2,206	2,445
再評価に係る繰延税金負債	824	824
役員退職慰労引当金	232	152
退職給付に係る負債	191	189
資産除去債務	15	15
その他	229	255
<b>固定負債合計</b>	<b>5,764</b>	<b>6,724</b>
<b>負債合計</b>	<b>23,892</b>	<b>24,306</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,028	4,028
資本剰余金	2,351	2,347
利益剰余金	20,483	20,173
自己株式	901	881
<b>株主資本合計</b>	<b>25,961</b>	<b>25,667</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,647	2,202
繰延ヘッジ損益	-	10
土地再評価差額金	868	868
為替換算調整勘定	343	353
退職給付に係る調整累計額	117	356
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>2,976</b>	<b>3,770</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,308</b>	<b>2,471</b>
<b>純資産合計</b>	<b>31,247</b>	<b>31,909</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>55,140</b>	<b>56,215</b>

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	43,330	39,247
売上原価	31,421	27,768
売上総利益	11,908	11,479
販売費及び一般管理費		
運賃	1,179	1,146
給料	4,160	3,966
支払手数料	625	485
減価償却費	438	476
貸倒引当金繰入額	69	64
賞与引当金繰入額	260	283
役員賞与引当金繰入額	69	55
退職給付費用	122	142
役員退職慰労引当金繰入額	26	32
その他	4,186	3,688
販売費及び一般管理費合計	11,138	10,341
営業利益	770	1,137
営業外収益		
受取利息	33	25
受取配当金	106	121
受取賃貸料	190	248
持分法による投資利益	44	36
物品売却益	37	37
その他	112	186
営業外収益合計	526	656
営業外費用		
支払利息	77	87
賃貸費用	50	105
為替差損	103	154
その他	42	80
営業外費用合計	273	428
経常利益	1,022	1,365
特別利益		
固定資産売却益	0	9
投資有価証券売却益	-	0
その他	1	-
特別利益合計	2	10
特別損失		
固定資産除売却損	9	40
減損損失	0	478
投資有価証券評価損	112	-
関係会社株式評価損	-	77
関係会社出資金評価損	-	114
建物解体費用引当金繰入額	-	13
たな卸資産除売却損	21	140
災害による損失	-	3
その他	19	4
特別損失合計	164	873
税金等調整前当期純利益	860	501
法人税、住民税及び事業税	473	441
法人税等調整額	9	102
法人税等合計	463	338
当期純利益	396	163
非支配株主に帰属する当期純利益	118	224
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失( )	278	61

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	396	163
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	41	516
繰延ヘッジ損益	1	10
為替換算調整勘定	126	10
退職給付に係る調整額	105	240
その他の包括利益合計	190	757
包括利益	206	920
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	67	732
非支配株主に係る包括利益	138	188

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,028	2,354	20,535	921	25,996
当期変動額					
剰余金の配当			331		331
親会社株主に帰属する当期純利益			278		278
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		20	19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2	52	19	35
当期末残高	4,028	2,351	20,483	901	25,961

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,642	1	868	454	223	3,187	2,188	31,372
当期変動額								
剰余金の配当								331
親会社株主に帰属する当期純利益								278
自己株式の取得								0
自己株式の処分								19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5	1	-	110	106	210	120	90
当期変動額合計	5	1	-	110	106	210	120	125
当期末残高	1,647	-	868	343	117	2,976	2,308	31,247



当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,028	2,351	20,483	901	25,961
当期変動額					
剰余金の配当			248		248
親会社株主に帰属する当期純利益			61		61
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4		20	15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	4	310	20	294
当期末残高	4,028	2,347	20,173	881	25,667

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,647	-	868	343	117	2,976	2,308	31,247
当期変動額								
剰余金の配当								248
親会社株主に帰属する当期純利益								61
自己株式の取得								0
自己株式の処分								15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	554	10	-	9	238	793	162	956
当期変動額合計	554	10	-	9	238	793	162	662
当期末残高	2,202	10	868	353	356	3,770	2,471	31,909

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	860	501
減価償却費	1,563	1,684
株式報酬費用	14	14
減損損失	0	478
のれん償却額	11	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	61	30
賞与引当金の増減額(は減少)	58	80
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	14
受注損失引当金の増減額(は減少)	23	7
製品保証引当金の増減額(は減少)	68	3
建物解体費用引当金の増減額(は減少)	31	1
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	80
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	98	364
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	96	238
受取利息及び受取配当金	140	147
支払利息	77	87
持分法による投資損益(は益)	44	36
固定資産除売却損益(は益)	9	31
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	-	0
投資有価証券評価損益(は益)	112	-
関係会社株式評価損	-	77
関係会社出資金評価損	-	114
災害損失	-	3
売上債権の増減額(は増加)	2,768	748
たな卸資産の増減額(は増加)	114	1,003
たな卸資産除却損	-	140
仕入債務の増減額(は減少)	1,138	1,155
未払消費税等の増減額(は減少)	50	2
その他	133	159
小計	3,946	3,451
利息及び配当金の受取額	216	212
利息の支払額	78	92
法人税等の支払額	397	423
災害損失の支払額	-	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,687	3,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	678	687
定期預金の払戻による収入	665	531
有形固定資産の取得による支出	1,804	1,509
有形固定資産の売却による収入	12	2
無形固定資産の取得による支出	65	70
投資有価証券の取得による支出	398	58
投資有価証券の売却による収入	-	374
関係会社の清算による収入	35	-
投資不動産の取得による支出	-	720
貸付けによる支出	48	113
貸付金の回収による収入	0	-
その他	9	94
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,275	2,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	62	207
長期借入れによる収入	880	1,600
長期借入金の返済による支出	229	411
ファイナンス・リース債務の返済による支出	738	803
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	331	248
非支配株主への配当金の支払額	22	25
財務活動によるキャッシュ・フロー	379	318
現金及び現金同等物に係る換算差額	41	179
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	991	1,485
現金及び現金同等物の期首残高	8,094	9,085
現金及び現金同等物の期末残高	9,085	10,571

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループは、中大型切断機・ガス自動切断機・ガス溶断器具・溶接機械等の製造・販売を行う機械装置部門と、各種工業用・医療用ガスの製造・仕入・販売を行う高圧ガス部門、溶接棒・電気溶接機・安全器具等の仕入・販売を行う溶接機材部門の3部門に事業を区分し、事業計画を立案し、業績評価や投資意思決定を行っております。

また、上記3部門ごとに営業本部を置き、各営業本部は取り扱う製商品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、営業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「機械装置」、「高圧ガス」及び「溶接機材」の3つを報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	機械装置	高圧ガス	溶接機材	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	16,799	16,386	9,315	42,502	827	43,330	-	43,330
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,799	16,386	9,315	42,502	827	43,330	-	43,330
セグメント利益	788	529	316	1,634	66	1,701	930	770
セグメント資産	19,072	13,143	5,499	37,715	428	38,143	16,996	55,140
その他の項目								
減価償却費	430	996	48	1,476	13	1,489	73	1,563
のれんの償却額	-	11	-	11	-	11	-	11
持分法適用会社へ の投資額	551	-	-	551	-	551	-	551
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	358	1,639	178	2,176	-	2,176	648	2,825

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	機械装置	高压ガス	溶接機材	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	14,047	16,224	7,797	38,070	1,177	39,247	-	39,247
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	14,047	16,224	7,797	38,070	1,177	39,247	-	39,247
セグメント利益	437	932	391	1,761	204	1,966	829	1,137
セグメント資産	17,430	13,136	4,752	35,319	521	35,841	20,374	56,215
その他の項目								
減価償却費	476	1,000	46	1,523	10	1,534	150	1,684
のれんの償却額	-	13	-	13	-	13	-	13
持分法適用会社へ の投資額	558	-	-	558	-	558	-	558
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	492	1,517	292	2,302	-	2,302	473	2,775

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、燃焼式排ガス処理装置、ヘリウム液化機の製造・仕入・販売が含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	98	121
全社費用	1,243	1,193
棚卸資産の調整額	83	75
その他の調整額	130	167
合計	930	829

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産

前連結会計年度におけるセグメント資産の調整額16,996百万円は、全社資産の金額16,996百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。当連結会計年度におけるセグメント資産の調整額20,374百万円は、全社資産の金額20,374百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	6,979.52円	7,091.87円
1株当たり当期純利益	67.23円	14.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	278	61
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	278	61
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,143	4,149

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第97期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第98期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

小池酸素工業株式会社

取締役会 御中

東光監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 伸一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 拓司 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小池酸素工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小池酸素工業株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、小池酸素工業株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、小池酸素工業株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

小池酸素工業株式会社

取締役会 御中

東光監査法人  
東京都千代田区指定社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 伸一 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 拓司 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小池酸素工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小池酸素工業株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月8日

小池酸素工業株式会社

取締役会 御中

東光監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 伸一 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 拓司 印

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている小池酸素工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、小池酸素工業株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。